

# 別紙:特別教育等

| 科目(学科のみ)                              | 根拠                         | 講習時間   | 講師料(税込)   |
|---------------------------------------|----------------------------|--------|-----------|
| 機械研削といしの取替え等の業務に係る特別教育                | 則第 36 条 1 号<br>教規第 1 条     | 7 時間   | 110,000 円 |
| 自由研削用といしの取替え等の業務に係る特別教育               | 則第 36 条 1 号<br>教規第 2 条     | 4 時間   | 66,000 円  |
| 動力プレスまたはシャーの金型等の取付け、取外し又は調整の業務に係る特別教育 | 則第 36 条 2 号<br>教規第 3 条     | 8 時間   | 132,000 円 |
| アーク溶接等の業務に係る特別教育                      | 則第 36 条 3 号<br>教規第 4 条     | 11 時間  | 165,000 円 |
| 高圧もしくは特別高圧電気取扱業務に係る特別教育               | 則第 36 条 4 号<br>教規第 5 条     | 11 時間  | 165,000 円 |
| 低圧電気取扱業務に係る特別教育                       | 則第 36 条 4 号<br>教規第 6 条     | 7 時間   | 110,000 円 |
| フォークリフト(最大荷重 1 トン未満)の運転の業務に係る特別教育     | 則第 36 条 5 号<br>教規第 7 条     | 6 時間   | 99,000 円  |
| 高所作業車の運転の業務に係る特別教育                    | 則第 36 条 10 号 5<br>教規第 13 条 | 6 時間   | 99,000 円  |
| 産業用ロボットの教示等の業務に係る特別教育                 | 則第 36 条 31 号<br>教規第 18 条   | 7 時間   | 110,000 円 |
| 産業用ロボットの検査等の業務に係る特別教育                 | 則第 36 条 32 号<br>教規第 19 条   | 9 時間   | 143,000 円 |
| 第一種酸素欠乏危険作業に係る特別教育                    | 酸欠則第 12 条<br>酸教第 1 条       | 4 時間   | 66,000 円  |
| 第二種酸素欠乏危険作業に係る特別教育                    | 酸欠則第 12 条<br>酸教第 2 条       | 5.5 時間 | 90,750 円  |
| 粉じん作業特別教育                             | 粉じん則第 22 条                 | 4.5 時間 | 74,250 円  |
| 石綿使用建築物等解体等業務特別教育                     | 石綿則第 27 条 2<br>項           | 4.5 時間 | 74,250 円  |
| 玉掛け特別教育                               | クレ則・クレ教                    | 5 時間   | 82,500 円  |
| クレーンの運転の業務に係る特別の教育                    | クレ則・クレ教                    | 9 時間   | 143,000 円 |
| フルハーネスを用いて行う作業特別教育                    | 則第 36 条 41 号               | 4.5 時間 | 74,250 円  |
| テールゲートリフター操作特別教育                      | 則第 36 条 5 の 4<br>号         | 4.5 時間 | 74,250 円  |
| エックス線装置及びガンマ線照射装置取扱い業務特別教育            | 電第 52 条の 5                 | 6 時間   | 99,000 円  |
| エックス線装置取扱い業務特別教育                      | 電第 52 条の 5                 | 4.5 時間 | 74,250 円  |
| ガンマ線照射装置取扱い業務特別教育                     | 電第 52 条の 5                 | 4.5 時間 | 74,250 円  |

「則」:労働安全衛生規則。「教規」:安全衛生特別教育規程。「酸欠則」:酸素欠乏症防止規則。  
「酸教」:酸素欠乏危険作業特別教育規程。「粉じん則」:粉じん障害防止規則。「石綿則」:石綿障害予防規則。  
「クレ則」:クレーン等安全規則。「クレ教」:クレーン取扱業務等特別教育規程。「電」:電離放射線障害防止規則。

## 別紙:その他の教育

| 科目                      | 時間   | 講師料(税込み)  |
|-------------------------|------|-----------|
| 化学物質管理者教育(製造事業場向け) 実技含む | 12時間 | 165,000 円 |
| 化学物質管理者教育(取扱事業場向け)      | 6時間  | 99,000 円  |
| 保護具着用管理責任者教育(実技無し)      | 5時間  | 82,500 円  |
| 保護具着用管理責任者教育(実技含む)      | 6時間  | 99,000 円  |
| 車両系荷役運搬機械および積卸し作業指揮者教育  | 10時間 | 165,000 円 |
| 車両系荷役運搬機械作業指揮者教育        | 7時間  | 110,000 円 |
| 積卸し作業指揮者教育              | 7時間  | 110,000 円 |
| 職長教育(一般事業所および製造業向け)     | 12時間 | 165,000 円 |
| 職長教育および安全衛生責任者教育(建設業向け) | 14時間 | 176,000 円 |
| 騒音障害防止管理者労働衛生教育         | 3時間  | 49,500 円  |
| 騒音障害防止教育(作業向け)          | 2時間  | 33,000 円  |
| 熱中症予防管理者労働衛生教育          | 4時間  | 66,000 円  |
| 熱中症予防教育(作業向け)           | 2時間  | 33,000 円  |
| 有機溶剤業務従事者安全衛生教育(作業向け)   | 6時間  | 99,000 円  |
| 振動障害防止のための安全衛生教育        | 4 時間 | 66,000 円  |

### 労働安全衛生法第59条 労働安全衛生規則第35条 雇入れ時安全衛生教育

|                |            |
|----------------|------------|
| 新入社員教育(1時間あたり) | 22,000 円/H |
|----------------|------------|

ご依頼者側のご要望に合わせてカリキュラムを作成します

#### 特記事項

- 講習に必要なテキストおよび教材は別途請求いたします。  
(当社で手配することも可能です)
- 講習会場はご依頼者側で準備してください。
- 修了証作成費用として、1実施あたり 10,000 円請求します。
- 実技教育についてはご依頼者側で実施していただくようお願いします。  
ただし、ご依頼者側で場所および設備を確保できる場合に限り実施します。(別途講師料必要)  
実技教育講師料 実技教育1時間あたり 16,500 円(消費税込み)

以上

ご不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

労働安全および労働衛生コンサルタントには、労働安全衛生法第 86 条により守秘義務が科せられています。  
安全安心株式会社のご利用を心からお待ち申し上げます。

#### お問い合わせ先



〒573-0163 大阪府枚方市長尾元町1-18-9  
安全安心株式会社 代表取締役社長 中川潔まで  
電話 072-380-5305 または 080-6116-5806  
FAX 072-380-5305  
メール: oshms-consultant@ares.eonet.ne.jp  
URL: <http://www.oshms.net/>